

1 はじめに

(1) 趣旨・目的

京田辺市は、当面の間は人口増加傾向が予測されているものの、今後、少子・高齢化社会に拍車がかかることは明白であり、効率的で持続可能な都市を目指したコンパクトシティの形成を図ることが求められています。

京田辺市都市計画マスタープランでは、北部・中部・南部の各クラスターの鉄道駅周辺に拠点を設けて都市機能を集約し、各クラスター内の住宅地との間を公共交通で結ぶとともに、中心拠点である中部地域の拠点と北部・南部の拠点を鉄道駅で連携することにより、多元的な集約型都市構造（クラスター・イン・クラスター都市構造）を目指すこととしています。

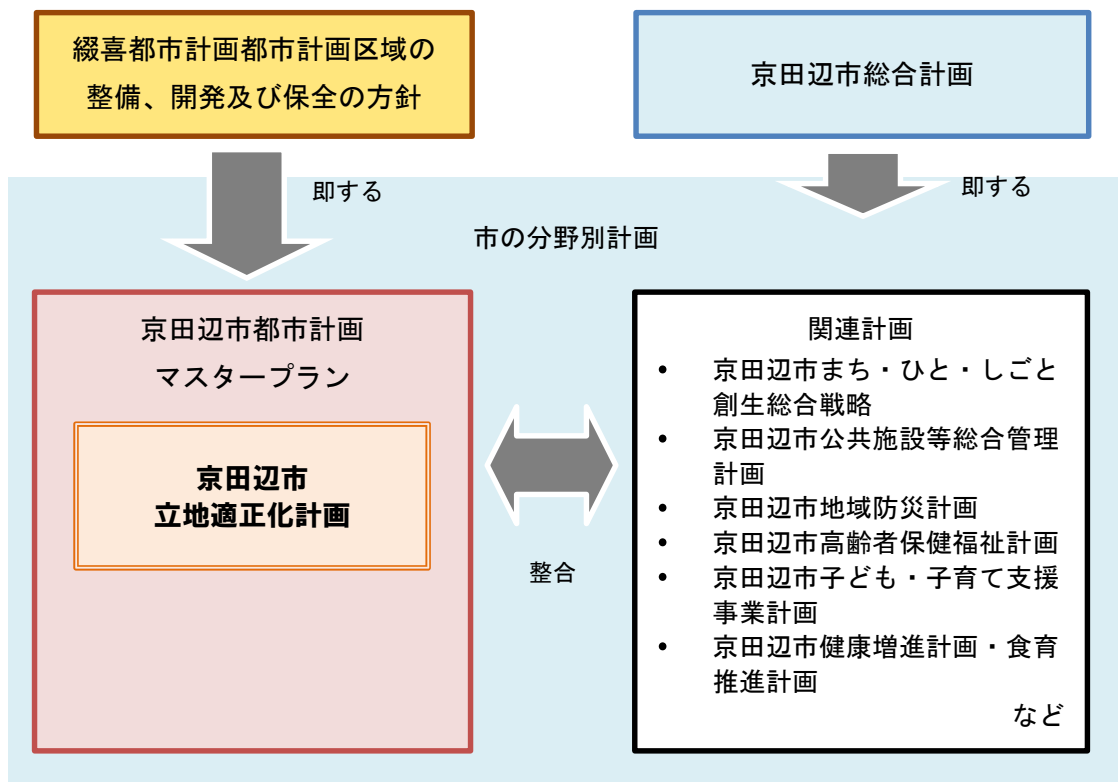
この本市が目指している集約型都市構造をさらに推進する手段のひとつとして、今回、立地適正化計画を策定することとなりました。

(2) 位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づくものであり、人口減少及び高齢化に備えた住環境及び生活利便性の維持・向上のため、住宅や生活利便施設の適正な立地について、公共交通の充実とあわせて実現させるための計画で、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

上位計画である「京田辺市総合計画」や「綴喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、本市のまちづくりに係る各分野の関連計画等とも連携・整合を図る必要があります。

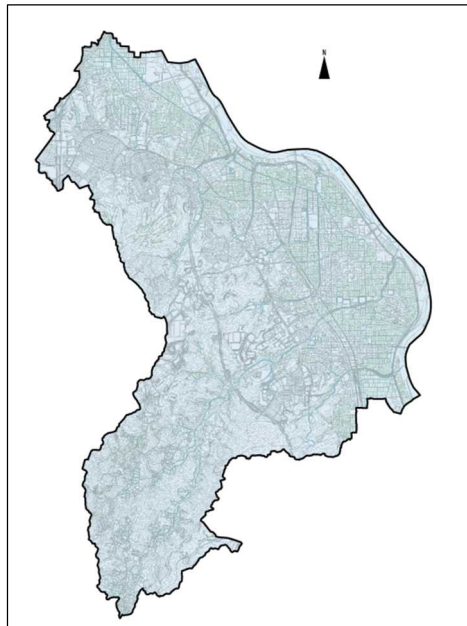
体系図



(3) 対象区域

立地適正化計画の対象区域は、市域全体（本市における都市計画区域）とします。

対象区域



(4) 計画期間

立地適正化計画は、概ね 20 年後の都市を展望しつつ、さらにその先も考慮するものとします。そのため、計画期間は、平成 31 年（2019 年）から令和 22 年（2040 年）までとします。